

障企発 1 2 2 6 第 1 号
平成 2 9 年 1 2 月 2 6 日

各 障害者関係団体 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課長
(公 印 省 略)

障害者扶養共済制度の広報啓発への協力依頼について

日頃より障害者保健福祉施策に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。
障害者扶養共済制度は、障害児（者）の生活の安定の一助と福祉の増進に資するとともに、障害児（者）の将来に対し、保護者がいなく不安の軽減を図ることを目的として、保護者が掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害児（者）に終身年金を支給する制度です。

これまで厚生労働省や独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）においては、本制度の広報啓発のため、パンフレットやリーフレットを地方公共団体に配布する等の取組を推進してきましたが、さらに今後は、関係機関や団体への協力を求めながら、障害児（者）やその保護者が利用する様々な制度を通じて広報啓発を行っていくこととしております。

つきましては、貴殿におかれましては、厚生労働省や機構が作成したポスター（別添）を障害児（者）やその保護者が利用される施設等の掲示板や会報に掲示していただくこと等により、本制度の周知を図っていただくよう御協力お願いいたします。



ご存じですか？

『障害者扶養共済制度』

障害のある方を扶養している保護者の皆さまへ

この制度は、**障害のある方を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、ご自身に万が一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障害のある方に一定額の年金を支給する制度です。**

制度の主な特色

- ▶ **都道府県・指定都市が実施**している任意加入の制度です。
- ▶ 保護者(=加入者)が死亡したとき、または重度障害になったときに、保護者が扶養する障害のある方に**毎月2万円の年金が生涯にわたって支給されます**(2口加入の場合は4万円)。
- ▶ 制度の運営に関する事務経費などの「付加保険料」が必要ないため、**掛金が安くなっています**。
- ▶ 加入者が支払う掛金は**所得控除の対象**になります。

以下のような場合、この制度に加入することができます

- ▶ **加入する方(=保護者)の条件には、下のようなものがあります。**
 - ・障害のある方を扶養している保護者であること。
 - ・加入年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること。
 - ・特別の疾病または障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。
- ▶ **この制度の年金を受け取ることができる方(=加入者が扶養している障害のある方)は、下の①②③のいずれかに当てはまり、かつ④に当てはまる方です。**
 - ① 知的障害のある方。
 - ② 身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する方。
 - ③ 精神または身体に永続的な障害のある方で、その障害の程度が①または②と同程度と認められる方。
 - ④ 将来独立自活することが困難であると認められる方(対象となる障害者(児)の年齢は問いません)。

★ 加入資格、掛金(保険料)、年金額等の詳細については、**保護者の方がお住まいの地方公共団体(都道府県・指定都市)の「障害者扶養共済制度担当」へお問い合わせください。**

★ 制度の概要については、(独)福祉医療機構ホームページ「心身障害者扶養保険事業」をご覧ください。

心身障害者扶養保険事業

検索

